

立地企業が活用いただける主な支援制度

北海道経済部

平成 29年 5月

項目	制度の名称等	支援内容の概要																											
雇用増への補助	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） ○道労働局 011-788-2294	○同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域、または特定有人国境離島等地域において、事業所の設置・整備（1点あたり20万円以上、合計額300万円以上）を行い、それに伴い地域求職者の雇い入れ（常時雇用する雇用保険一般被保険者3人以上）を一定の条件（ハローワークの紹介等）で行った場合、設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて助成金を支給。 支給額：設備・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、48万円～960万円を最大3年間（3回）																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備・整備費用</th> <th colspan="4">支給対象者の増加人数（ ）内は創業の場合のみ適用</th> </tr> <tr> <th>3（2）～4人</th> <th>5～9人</th> <th>10～19人</th> <th>20人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以上 1,000万円未満</td> <td>48万円/60万円 (50万円)</td> <td>76万円/96万円 (80万円)</td> <td>143万円/180万円 (150万円)</td> <td>285万円/360万円 (300万円)</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上 3,000万円未満</td> <td>57万円/72万円 (60万円)</td> <td>95万円/120万円 (100万円)</td> <td>190万円/240万円 (200万円)</td> <td>380万円/480万円 (400万円)</td> </tr> <tr> <td>3,000万円以上 5,000万円未満</td> <td>86万円/108万円 (90万円)</td> <td>143万円/180万円 (150万円)</td> <td>285万円/360万円 (300万円)</td> <td>570万円/720万円 (600万円)</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以上</td> <td>114万円/144万円 (120万円)</td> <td>190万円/240万円 (200万円)</td> <td>380万円/480万円 (400万円)</td> <td>760万円/960万円 (800万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆上表の左側が基本額、右側が生産性の向上が認められる場合の額、（ ）内は創業に該当する場合の支給額（1回目のみ（ ）内の額、2回目以降は、上表の左側または右側の額）</p>	設備・整備費用	支給対象者の増加人数（ ）内は創業の場合のみ適用				3（2）～4人	5～9人	10～19人	20人以上	300万円以上 1,000万円未満	48万円/60万円 (50万円)	76万円/96万円 (80万円)	143万円/180万円 (150万円)	285万円/360万円 (300万円)	1,000万円以上 3,000万円未満	57万円/72万円 (60万円)	95万円/120万円 (100万円)	190万円/240万円 (200万円)	380万円/480万円 (400万円)	3,000万円以上 5,000万円未満	86万円/108万円 (90万円)	143万円/180万円 (150万円)	285万円/360万円 (300万円)	570万円/720万円 (600万円)	5,000万円以上	114万円/144万円 (120万円)	190万円/240万円 (200万円)
設備・整備費用	支給対象者の増加人数（ ）内は創業の場合のみ適用																												
	3（2）～4人	5～9人	10～19人	20人以上																									
300万円以上 1,000万円未満	48万円/60万円 (50万円)	76万円/96万円 (80万円)	143万円/180万円 (150万円)	285万円/360万円 (300万円)																									
1,000万円以上 3,000万円未満	57万円/72万円 (60万円)	95万円/120万円 (100万円)	190万円/240万円 (200万円)	380万円/480万円 (400万円)																									
3,000万円以上 5,000万円未満	86万円/108万円 (90万円)	143万円/180万円 (150万円)	285万円/360万円 (300万円)	570万円/720万円 (600万円)																									
5,000万円以上	114万円/144万円 (120万円)	190万円/240万円 (200万円)	380万円/480万円 (400万円)	760万円/960万円 (800万円)																									
雇用に対する税額控除	雇用促進税制 ○道労働局 011-709-2311	○H28.4.1からH30.3.31までの期間内に始まる各事業年度に、雇用者数を5人以上（中小企業2人以上）かつ10%以上増加させるなどの要件を満たした場合、税額控除 ・ハローワークへ「雇用促進計画」の提出が必要 ・控除税額 雇用者増加1人あたり40万円 ・事業所が同意雇用開発促進地域にあり、雇用増の対象者は期限の定めがなくフルタイムであること																											
正社員登用への補助	キャリアアップ助成金 ○道労働局 011-788-9071	○有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善等の取組を実施した事業主に対する助成制度 ①正社員化コース ・有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合に助成 ・有期→正規：1人当たり57万円（大企業は42.75万円） ・1事業所1年度当たり最大15人まで ②人材育成コース ・有期契約労働者等に職業訓練を実施した場合に助成 ・Off-JT：1人1時間当たり賃金助成760円（大企業は475円） 実費助成あり ・OJT：1人1時間当たり賃金助成760円（大企業は665円） ・1年度1事業所当たり支給限度額1,000万円 ③賃金規定等改定コース ・有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給した場合に助成 ・すべての有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合 対象労働者数に応じて、1人～3人の場合95,000円（大企業は71,250円）から 11人～100人の場合1人当たり28,500円（大企業は19,000円） ・一部の有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合 対象労働者数に応じて、1人～3人の場合47,500円（大企業は33,250円）から 11人～100人の場合1人当たり14,250円（大企業は9,500円） ・1事業所1年度当たり最大100人まで																											
法人税額の税額控除又は即時償却 新設・増設	中小企業経営強化税制 ○道経済産業局 中小企業課 011-709-2311	○経営力向上計画の認定を受けた中小企業者（資本金1億円以下の法人等）について、機械装置、建物附属設備、器具備品等の取得価額までの特別償却（すなわち即時償却）又は取得価額の7%の税額控除（資本金3,000万円以下の中小企業等は取得価額の10%の税額控除）とを選択。																											
固定資産税の軽減増設	新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例及び政府系金融機関による低利融資等 ○道経済産業局 中小企業課 011-709-2311	○中小企業者等が経営力向上計画の認定を受け、取得する新規の機械装置、建物附属設備、器具備品等について、固定資産税を軽減。 ・固定資産税を3年間1/2に軽減（H30年度末までの投資） ○上記、経営力向上計画の認定を受けることで、商工中金及び日本政策金融公庫の低利融資や、中小企業基盤整備機構による債務保証の利用が可能となる。																											
物流効率化に向けた支援	物流効率化に向けたエキスパートの派遣 ○（一社） 道機械工業会 011-221-3375 ○道産業振興課 011-204-5323	○物流コストの低減に向けた専門のエキスパートの道機械工業会への配置（1名）による個別アドバイス等の実施 ・派遣費用は1回5,000円（機械工業会会員）、10,000円（非会員） （コーディネーターの謝金の一部と旅費等は、機械工業会と道で負担）																											

【ワンストップ相談窓口】

道では、企業立地に関する各種申請・手続きが円滑に進むよう各種相談に一元的に対応するワンストップ相談窓口を設置しています。○道庁経済部産業振興課 電話 011-204-5328（直通）